

人事院会議議事録

会議日

令和5年3月2日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (人材局)
箕浦審議官、神宮司参事官

議題

総合職試験における人文系の区分の創設、専門試験(記述式)解答科目数削減等について及び国土交通省経験者採用試験(係長級(事務))の新設等について

議事の概要

- 議題「総合職試験における人文系の区分の創設、専門試験(記述式)解答科目数削減等について」及び「国土交通省経験者採用試験(係長級(事務))の新設等について」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、人文系の区分の創設等に当たっては、新たな試験分野の出題例を事前に示し、学生等がイメージしやすいようにしてほしい、との意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

総合職試験における人文系の区分の創設、専門試験(記述式)解答科目数削減等について

令和5年3月2日

人材局

I 人事院規則8—18並びに平成23年人事院公示第16号及び平成23年人事院公示第18号の改正について

1 改正内容

① 人事院規則8—18(採用試験)の一部改正

総合職試験(大卒程度試験)に「政治・国際・人文区分」を設ける。また、総合職試験(院卒者試験)「行政区分」に人文系のコースを設ける。

その他、司法試験が法科大学院課程修了前に受験できるようになることから、司法試験合格者を対象とする総合職試験(院卒者試験)「法務区分」の受験資格について、規定の整備を行う。

② 平成23年人事院公示第16号の一部改正

総合職試験(大卒程度試験)「政治・国際・人文区分」及び総合職試験(院卒者試験)「行政区分」における出題分野及び内容について、人文系の科目を追加する。

総合職試験(院卒者試験)「行政区分」並びに総合職試験(大卒程度試験)「政治・国際・人文区分」、「法律区分」及び「経済区分」の専門試験(記述式)の解答科目数を削減する。

③ 平成23年人事院公示第18号の一部改正

一般職試験(高卒程度試験)等の受験資格について、高等学校卒業程度認定試験に合格した者であっても義務教育を終了していない場合には受験できない規定ぶりとなっていることから、受験を可能とするよう規定の整備を行う。

2 意見公募手続の結果

今般の規則等の改正に当たり、令和5年1月16日から2月14日まで意見公募手続を実施したところ、意見公募手続の対象となる意見（対象となる官職に必要な知識等についての提案）が6件提出されたが、改正内容の再検討が必要となる意見はなかった。なお、各意見に対しては、人事院の考え方として丁寧に説明することとする。

II 人事院規則8—12(職員の任免)の一部改正

本省課長級等の官職への任用の要件として運用通知で規定している民間企業での勤務経験を規則上で明記する。

III 公布日・施行日

公布日：令和5年3月15日

施行日：令和5年3月15日（II関係）、令和5年4月1日（I 1③関係）、令和5年12月1日（I 1①及び②関係）

以 上

国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））の新設等について

令和5年3月2日

人材局

I 「経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令」の一部改正に対する意見について

(1) 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号）第1条第3項、第2条第4項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定により、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する事項は内閣官房令により定めることとされており、同政令第4条では、この内閣官房令は人事院の意見を聴いて定めることとされている。

(2) この規定に基づき、内閣総理大臣から、令和5年3月1日付けで、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（以下、「内閣官房令」という。）の一部改正に対する人事院の見解を求められている。

改正内容は、経験者採用試験の対象官職において、国土交通省の係長級（事務）の官職を新たに追加し、経済産業省の課長補佐級（事務）の官職を削除するものである。

この改正は、一般職試験採用の係長級の職員層において人員不足が生じており、新たに経験者採用試験により人材確保を行いたいという国土交通省と、課長補佐級（事務）の採用は選考で行っており、経験者採用試験の枠組みでの採用は今後行う予定がないという経済産業省のそれぞれの意向によるものである。

(3) 人事院は、提示された内閣官房令案について、採用試験の公正性の観点や試

験の円滑な実施の観点等から問題があれば意見を述べることとなるが、本件については、特段の問題はないと考えられることから、提示案のとおり改正することに異議ない旨、回答することとしたい。

II 平成26年人事院公示第22号の改正について

1 改正内容

今般、Iの内閣官房令の改正により、経験者採用試験の対象官職において、国土交通省の係長級（事務）の官職が新たに追加され、経済産業省の課長補佐級（事務）の官職が削除されることに対応し、国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））を新設し、経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））を廃止するものである。

2 意見公募手続の結果

今般の公示改正に当たり、令和5年1月16日から2月14日まで意見公募手続を実施したところ、意見公募手続の対象となる意見（受験資格や試験種目についての提案）が3件提出されたが、改正内容の再検討が必要となる意見はなかった。なお、各意見に対しては、人事院の考え方として丁寧に説明することとする。

3 公布日・施行日

公布日：令和5年3月15日（内閣官房令の公布日と同日）

施行日：令和5年4月1日（内閣官房令の施行日と同日）

以 上